

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
星野 靖	鳥国医第四、六〇二号	平成四年七月十四日
小谷 和彦	鳥国医第四、六〇三号	"
太田 垣綾美	鳥国医第四、六〇四号	"
土井 彰夫	鳥国函第六一四号	平成四年七月十八日
谷岡 浩美	鳥国葉第八一六号	平成四年七月一日
藤原 ゆみこ	鳥国葉第八一七号	平成四年七月二日
佐藤 詠子	鳥国葉第八一八号	平成四年七月十三日
小田 幸子	鳥国葉第八一九号	平成四年七月二十一日

鳥取県告示第七百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合土地改良事業大栄地区農道整備、区画整理及び農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年八月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体 鴨ヶ池土地改良区	土地改良事業の名称 団体管かんがい排水事業福万地区農業 用排水	工事完了年月日 平成四年三月二十六日
------------------	---------------------------------------	-----------------------

鳥取県告示第七百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年一月二十八日 鳥取県指令受都計三一第一第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市布勢字村土居、字川徳及び字真崎西分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市布勢二七

極楽寺

代表役員 河本知行

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年八月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ヘルブランド	株式会社大一商会
〃	セツシヨク	〃